十五～十八　（略）

十八の二　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

十九　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

十九の二　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

二十～二十七　（略）

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第二章　（略）	第一章～第二章　（略）
第二章の二　地域密着型通所介護	第二章の二　地域密着型通所介護
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第三十七条の二・第三十七条の三）	第五節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第六節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第一款　この節の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条）
第一款　この節の趣旨及び基本方針（第三十八条・第三十九条）	第二款　人員に関する基準（第四十条・第四十条の二）
第二款　人員に関する基準（第四十条・第四十条の二）	第三款　設備に関する基準（第四十条の三・第四十条の四）
第三款　設備に関する基準（第四十条の三・第四十条の四）	第四款　運営に関する基準（第四十条の五―第四十条の十六）
第四款　運営に関する基準（第四十条の五―第四十条の十六）	第三章～第八章　（略）
第三章～第八章　（略）	附則
附則	（趣旨）
（趣旨）	**第一条**　共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の二の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る法第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
第一条　法第七十八条の二の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十一条（第三十七条の三において準用する場合に限る。）及び第三十七条の二第一号の規定による基準	

改正後	改正前
十五～十八　（略）	十五～十八　（略）
（新設）	（新設）
十九　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。	十九　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
（新設）	
二十～二十七　（略）	二十～二十七　（略）
	（新設）
	第一条　指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。